

外来哺乳類対策(アライグマ等)生息調査業務仕様書

第1章 総 則

第1条 適用

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が行う「外来哺乳類対策(アライグマ等)生息調査業務」に適用する。

第2条 通則

本業務の実施に当たっては、本仕様書により実施するものとする。

第3条 目的

これまで県内で生息の情報があつた地域において、生息分布状況の把握のため調査するとともに、捕獲により生息密度を確認し、今後のアライグマ等の対策を検討するための基礎データとする。

第4条 提出書類

受託者（以下「乙」という。）は、次の各号における書類をそれぞれ定められた時期に提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届 （様式第1号） （契約締結の日から10日以内）
- (2) 主任技術者通知書（様式第2号） （契約締結の日から10日以内）
- (3) 作業工程表 （様式第3号） （契約締結の日から10日以内）
- (4) 委託業務完了届 （様式第4号） （業務完了後、遅滞無く）
- (5) 成果品目録 （様式第5号） （完了届と同時に）
- (6) その他業務遂行上必要と認められるもので、監督員が指示したもの。

第5条 疑義

本業務の実施に当たり、本仕様書及び設計図書等に明示なき事項又は疑義を生じた場合には、速やかに監督員に申し出て協議するものとする。

第6条 打合せ

打合せの時期・回数については、業務開始時、中間時で監督員が別途示す時期、成果品納品時の計3回行うものとする。

また、打合せ結果については、乙が書面（打合せ簿）に記録し、相互に確認を行う。

第7条 手直し

受託者は、業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による過失等の不調箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

第8条 安全管理

受託者は、業務履行に当たり、交通、気象、地域状況を十分に把握し、調査員の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

なお、本調査に関して第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置するものとする。

第2章 調査

第9条 調査対象区域

福島県浜通り地域（帰還困難区域を除く）

第10条 調査対象となる獣種

アライグマを主とする外来哺乳類

第11条 調査内容

本業務における調査内容は、以下のとおりとする。

なお、調査の実施内容の決定に当たっては、事前に監督員と十分協議を行うこととする。

1 計画・準備

(1) 必要な事柄の整理・把握

乙は、本調査において必要となる許認可等及び管轄する自治体等へ事前説明の必要性を調べ、許認可申請等の必要な諸手続きを行う。

(2) 自動撮影カメラ及びSDカードの購入

野生動物用自動撮影カメラ（Ltl-6210MC 940NM（Zhuhai Ltl Acorn Electronics 社製）あるいは表1の仕様を満たす同等品）を132式用意する（予備及び甲が実施する帰還困難区域内での調査分を含む）。

また、自動撮影カメラ用のSDカード（32GB Class10以上）を240式用意する（予備及び甲が実施する帰還困難区域内での調査分を含む）。

なお、用意した自動撮影カメラ及びSDカードは下記3により使用するものとし、使用後の所有権は福島県に属するものとする。

表 1 自動撮影カメラの仕様

項目	仕様
最大画素数（静止画）	1200 万画素 以上
映像サイズ（静止画）	12MP（4000×3000） 以上
映像サイズ（動画）	1440×1080 15fps 以上
撮影待機時間	0 秒設定可能
トリガースピード	0.8 秒以下
フラッシュ	ノーグロータイプ
防水仕様	IP54 以上
電池供給	単三乾電池

2 現地調査計画の策定

（1）生息状況調査等地点の決定

調査地点は、狩猟メッシュ（5km）の中心が調査対象区域に該当するメッシュあたり 1 地点（計 102 地点）とし、各メッシュの中心からおおよそ半径 1km 以内の範囲にある生息適地（河川沿い、寺社等）を検討し、協議の上、決定する。

なお、中心が帰還困難区域に該当するメッシュ（計 13 地点）については甲が調査するものとし、必要な自動撮影カメラ及び SD カードを甲の求めに応じ引渡す。

（2）調査決定後の手続

現地調査を行うにあたり、必要な手続きは乙が行うものとする。

3 生息確認調査（カメラトラップ法調査）

野生動物用の自動撮影カメラを設置し、外来哺乳類（主にアライグマ）の生息状況を把握し、調査メッシュ毎に各外来哺乳類の生息密度指標を推定する。データ解析は甲が調査する地点も含め実施するものとする（計 115 地点）。

調査期間は令和 7 年 8 月～令和 8 年 1 月とする。カメラの見回り、データの吸出しは月 1 回程度の頻度とする。

設置したカメラトラップには標識を付すこと。また、自動撮影カメラの撮影設定、撮影データの受渡し及び調査期間終了後の自動撮影カメラの回収・残置については、甲と協議のうえ決定するものとする。

なお、甲はカメラ設置場所を必要に応じて移設できるものとし、移設した際は遅滞なく乙にその位置を連絡するものとする。また、自動撮影カメラが故障した場合は、予備の自動撮影カメラと交換し、甲へ連絡することとする。

4 結果取りまとめ等、報告書作成

受託者は、1～3 により得られた結果を取りまとめ、生息状況について考察し、報告書

に記載する。

なお、報告書に記載する事項は、下記のとおりとする。

ア 生息確認調査結果

イ 各調査結果を踏まえたアライグマ等外来哺乳類の生息域（確認域および推定域）並びに生息密度指標

ウ 調査結果と原子力災害影響の関連性についての考察

エ その他監督員が指示する事項

第3章 成果品

第12条 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

- (1) 成果品目録・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 部
- (2) 報告書 A4サイズファイル綴じ・・・・・・・・2 部
- (3) 上記電子データを保存したハードディスク・・1 部
- (4) 調査に使用した自動撮影カメラ・・・・・・・・132 台
- (5) 調査に使用したSDカード・・・・・・・・240 枚
- (6) その他、監督員が指示したもの

第13条 所有権

本業務による成果品の所有権は福島県に属する。